

全部改正・札幌市火災予防条例（昭和37年札幌市条例第31号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について定めるとともに、本市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 公衆の出入する場所等の指定

（公衆の出入する場所等の指定）

第2条 法第4条第2項第1号の規定による公衆の出入する場所は、別表第1に掲げるものとする。
2 法第4条第2項第2号の規定による多数の者の勤務する場所は、別表第2に掲げるものとする。

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

（炉及びかまど）

第3条 炉及びかまどの位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

（1）多衆調理用又は作業用その他大規模な炉又はかまどの類を設ける場合は次によること。

ア 上方の可燃物から1.5メートル以上離すこと。

イ たき口の前面は1.2メートル平方以上の空所を保つこと。

ウ 側方の部分は床面から、かまどの上部30センチメートル以上の部分まで耐火構造又は防火構造とし、防火構造の場合は25センチメートル以上離すこと。

（2）小規模の炊事用、自家用風呂、その他かまどの類を設ける場合は次によること。

ア 周囲の可燃物から上方1.5メートル以上側方は30センチメートル以上はなすこと。ただし周囲が金属以外の不燃材料（コンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しつくいその他これらに類する不燃性の材料をいう。以下同じ。）でおおわれている場合は上方を1メートル、側方を15センチメートルまで減ずることができる。

イ 自家用風呂のたき口の周囲の床は、コンクリート造、石造、れんが造又はたたき土とすること。

（3）可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

（4）可燃性のガス又は可燃性の蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

（5）屋内に設ける場合にあつては、土間又は金属以外の不燃材料で造つた床上に設けること。ただし、金属製の床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

（6）使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

（7）衝撃、振動等により容易に亀裂、又は破損を生じない構造とすること。

（8）表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

（9）開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸するかまどにあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるよう設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。

（10）溶融物があふれるおそれのある構造の炉又はかまどにあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

（11）暖房の用に供する熱風炉にあつては、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造るとともに、加熱された空気の温度が異常に上昇した場合において熱風の供給を断つ非常停止装置を設けること。

（12）熱風炉に附属する風道については、次によること。

ア 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分、可燃物との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(13) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉又はかまどにあつては、ふたのある不燃性の取灰入れを付置すること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(14) 軽油、重油その他の液体燃料を使用する炉又はかまどのうち屋内に設けるものにあつては、壁及び天井（天井のない場合においては屋根、以下同じ）の炉又はかまどに面する壁面（開口部がある場合は戸）及び天井の仕上げを不燃材料又は準不燃材料（木毛セメント板、石膏板その他の建築材料で不燃材料に準ずる防火性能を有するものとして建設大臣が指定するものをいう。以下同じ）で造られた室内に設けるとともに、その付属設備については、次によること。ただし、炉又はかまどの構造等により、火災予防上支障ない場合はこの限りでない。

ア 燃料槽は、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料槽は、たき口との間に2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。

ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料槽にあつては、この限りでない。

ウ 燃料槽は、厚さ1.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で造ること。

エ 燃料槽を屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造つた床面上に設けること。

オ 燃料槽の架台は、不燃材料で造ること。

カ 燃料槽には、非常の場合において燃料の供給を断つ有効な開閉弁を設けること。

キ 燃料槽又は配管には、有効なる過装置を設けること。

ク 燃料を予熱する方式の炉又はかまどにあつては、燃料槽又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(15) 軽油、重油その他の液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉又はかまどにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、配管は金属管を用いること。

(16) 電気を熱源とする炉又はかまどにあつては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

2 炉及びかまどの管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 炉及びかまどの周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉又はかまど及びその付属設備は、必要な点検を行ない、火災予防上有効に保持すること。

(3) 電気を熱源とする炉又はかまどにあつては、前号の点検を熟練者に行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉またはかまどにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料槽又は燃料容器は、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

(7) 火気のある取灰等の灰捨場を屋外に設けるときは、可燃物から火災予防上安全な距離を保ち、又は不燃性の容器か土坑に入れる等、風による飛散を防止すること。

(ボイラー)

第4条 ボイラーの位置及び構造は、次のとおりとする。

(1) 屋内に設けるボイラーにあつては床を耐火構造とし、壁及び天井又はこれに相当する部分の室内に面する部分を、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条第2号イに該当する構造又はこれと同等以上の防火性能を有する構造で造られた室内に設けること。

- (2) 可燃性の壁体及び工作物から、上方及び側方は45センチメートル以上、たき口前方は1.2メートル以上離すこと。(ボイラー及び圧力容器安全規則「昭和34年労働省令第3号」第3条に定めるボイラーを除く。)
 - (3) 蒸気管は可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
 - (4) 引火性の熱媒を使用するボイラーにあつては、その各部分を熱媒又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、安全装置は、熱媒又はその蒸気を安全な場所に導くように設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置構造及び管理の基準については、前条(第1項第1号、第2号及び第9号から第11号までを除く。)の規定を準用する。
- (ストーブ)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 土間又は耐火構造の床に設ける場合を除き、有効な広さをもつ、不燃材料で造つた台上に置き、台の底面が可燃性の床、敷物等に近接しないように十分な空間をとり他に燃えうつらない構造とすること。
 - (2) 可燃物から側方は60センチメートル以上、上方は1.5メートル以上はなして据え付けること。ただし、特殊な構造燃料又は使用状況等により火災予防上危険と認められる場合は更に十分な距離をとるか、又は鉄板その他の不燃材料で遮熱の設備をすること。
 - (3) 周囲が防火構造又はそれと同等以上の防火性能を有する壁体の場合は前号の側方の距離を30センチメートルまで減ずることができる。
 - (4) 鉄板製ストーブの足の高さは5センチメートル以上とし、かつ、底面に有効な遮熱の装置をすること。
 - (5) 薪、石炭その他の固体燃料を使用するストーブにあつては、有効な広さをもつ不燃材料で造つた、たき殻受けを付設すること。
- 2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第2号及び第8号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(煙突及び煙道)

第6条 煙突及び煙道の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 煙突及び煙道は設備又は器具に応じて適当な太さ及び高さをもたせること。
- (2) ほうろう引き及び金属製の煙突はその継目における、くい合せを0.8センチメートル以上、差込みは9センチメートル以上とすること。
- (3) 陶管製煙突はその継目を、セメントモルタル、しつくい、又は粘土等でうめること。
- (4) 石綿製煙突はその継目を幅10センチメートル以上の不燃材料で被覆すること。
- (5) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。
- (6) 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を、次の基準によること。
 - ア 営業に関し使用する火たき場等、大規模の煙突は3メートル以上とすること。ただし、火災予防上安全な構造とした場合はこの限りでない。
 - イ その他の煙突は60センチメートル以上とすること。ただし、屋根が葺葺の場合は1.5メートル以上、わら葺等の場合は3メートル以上とすること。
- (7) 煙突の高さは、その先端から水平距離1メートル以内に建築物の軒等がある場合においては、その軒等から60センチメートル以上高くすること。
- (8) 煙突の先端は、建築物の窓その他の開口部から3メートル以上はなすこと。
- (9) 金属製、石綿製又は陶管製等の煙突、煙道は、可燃物から30センチメートル(ボイラー、ストーブ、及び多衆調理用かまど又は作業用かまどの火床から1.8メートル以内にある部分は45センチメートル)以上はなすこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で遮熱の設備をするか又はこれと同等以上の効力ある装置をし、火災予防上支障のない場合はこの限りでない。
- (10) 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は、小屋裏、天井裏、床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆し、かつ、周囲を点検できる空間を設けること。

- (11) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、又は遮熱材料で有効に被覆すること。
- (12) 眼鏡石は壁体等の厚さ以上とし、かつ、穴の外周から壁体等までの幅は、煙突の内径が11センチメートル以下の場合には10センチメートル以上、11センチメートルをこえる場合は煙突の内径以上とすること。ただし、火床から1.8メートル以内の部分に設ける場合は煙突の内径の1.5倍以上とすること。
- (13) 金属製、石綿製又は陶管製の煙突は壁体、天井及び屋根の貫通部若しくはその附近又は露出しない部分においては、統合しないこと。

2 前項に規定するもののほか煙突及び、煙道の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第3号、第4号及び第7号並びに同条第2項第1号、第2号及び第5号の規定を準用する。

(壁付暖炉、ペチカ及びオンドル)

第7条 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁付暖炉の背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、壁等が耐火構造の場合にあつては、この限りでない。
- (2) 壁付暖炉は厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さが25センチメートル以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。
- (3) ペチカ及びオンドルは火床から1.8メートル以内の可燃物に接する部分は、厚さ20センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第2号、第6号及び第8号から第11号まで並びに第2項第3号を除く。)の規定を準用する。

(乾燥設備)

第8条 乾燥設備の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とし、火災予防上安全な距離を保つこと。
 - (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第2号及び第9号から第11号までを除く。)の規定を準用する。

(くん製設備)

第9条 くん製室の位置及び構造は、次のとおりとする。

- (1) くん製室は耐火構造又は防火構造で、火を装置する床はコンクリート又はたたき土とすること。
 - (2) 火器の上部には網目1平方センチメートル以下の金網をはり、可燃物との接触を防止すること。
- 2 前項に規定するもののほか、くん製設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第2項第1号、第2号及び第5号の規定を準用する。

(ガス易湯沸設備)

第10条 ガス湯沸設備の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 天井、上方のたな等の可燃性の部分から60センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、これらの部分から15センチメートル以上はなれた不燃性の天蓋及び屋外に通ずる排気筒を設けたときは、この限りでない。
 - (2) 壁、柱等の可燃性の部分に取り付けるものにあつては、ガス湯沸設備と取付面等との間に4.5センチメートル以上の距離を保つこと。
 - (3) ガス湯沸設備から15センチメートル以内の距離にある壁、柱等の可燃性の部分は石綿板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆すること。
- 2 前項に規定するもののほか、ガス湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第3号、第4号、第6号から第8号まで及び第15号並びに同条第2項第2号の規定を準用する。

(掘ごたつ及びいろり)

第11条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

- 2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。
- (火花を生ずる設備)

第12条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを、不燃材料又は準不燃材料でした室内に設けること。
- (2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- (3) 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- (4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

（変電設備）

第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット未満のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (3) 不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に甲種防火戸又は乙種防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- (4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
- (6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。
- (7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (8) 定格電流の範囲内で使用すること。
- (9) 必要に応じ熟練者に設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行なわせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設けるものを除く。以下同じ。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 屋外に設ける変電設備の構造及び管理の基準については、第1項第5号から第9号までの規定を準用する。

（発電設備）

第14条 屋内に設ける内燃機関による発電設備（全出力20キロワット未満のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
 - (2) 防振のための措置を講じた床上または台上に設けること。
 - (3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関による発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第14号及び前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第14号イ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

（蓄電池設備）

第15条 屋内に設ける定格容量の合計が200アンペアアワー以上の蓄電池設備（電圧が48ボルト未満のものを除く。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける定格容量の合計が200アンペアアワー以上の蓄電池設備（電圧が48ボルト未満のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号並びに第13条第1項第1号及び第3号から第6号までの規定を準用する。

（ネオン管灯設備）

第16条 ネオン管灯設備の位置、構造及び管理は、次のとおりとする。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造つたおおいを設けること。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支わくその他ネオン管灯に近接する取付材には、小径又は厚さが20ミリメートル以下の木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（難燃性のものを除く。）を用いないこと。
- (4) 必要に応じ各部分の点検を常に行ない、不良箇所を発見したときは、直ちに補修すること。
（舞台装置等の電気設備）

第17条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備
 - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
 - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
 - ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
 - エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
 - オ 1つの電線を2つ以上の分岐回路に使用しないこと。
- (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備
 - ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
 - イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第13条第1項第7号から第9号までの規定を準用する。
（避雷設備）

第18条 避雷設備は、架空電線、ネオン管灯設備、アンテナ等との間に1メートル以上の距離を保たなければならない。

2 避雷設備の管理については、第13条第1項第9号の規定を準用する。
（水素ガスを充てんする気球）

第21条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が、不燃材料で造つた陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。
- (4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上は離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては0.5平方ミリメートル以上）のものをいい、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。
 - ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。
 - イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行なうこと。

エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行なうこと。

(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。

ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。

(12) 多数の者が集合している場所において、運搬その他の取扱いを行なわないこと。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準
(こんろ及び移動式のストーブ)

第20条 こんろ及び移動式ストーブの取扱いの基準は、次のとおりとする。

(1) 液体燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブは、可燃物から上方は1.5メートル以上、側方は50センチメートル（周囲が不燃材料でおおわれている場合は15センチメートル。）以上はなすこと。

(2) 液体燃料以外のこんろ及び移動式ストーブは、燃料の性質等に応じ可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。

(3) 可燃性のガス又は可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(4) 不燃性の床上、台上又は防火上安全な場所で使用すること。

(5) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(6) 本来の使用目的以外に使用しないこと。

(7) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(8) こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(9) 液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブにあつては、使用中燃料を補給しないこと。

(10) 液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブにあつては、漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

(11) 燃料容器は、燃料の性質等に応じ遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

(火鉢)

第21条 固体燃料を使用する火鉢にあつては、底部に遮熱のため空間をおくか、又は砂等を入れて使用しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、火鉢の取扱いの基準については、前条第2号、第3号、第5号及び第7号の規定を準用する。

(置ごたつ)

第22条 固体燃料を使用する置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用しなければならない。ただし、防火上安全な構造の置ごたつについては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、置ごたつの取扱いの基準については、第20条第5号及び第8号の規定を準用する。

(火消つぼ)

第23条 火消つぼの取扱いの基準については、第20条第2号、第3号及び第5号の規定を準用する。

(アイロン及びこて)

第24条 アイロン又はこては、使用中において可燃物の上に放置してはならない。

2 前項に規定するもののほか、アイロン及びこての取扱いのきじゅんについては、第20条第5号の規定を準用する。

第3節 火の使用に関する制限等
(喫煙等)

第25条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台、客席その他火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、又は裸火を使用してはならない。ただし、上演のために特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識を2個以上設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所を有する劇場等には、階ごとに喫煙所を設けてその旨を表示し、適当な数の吸殻容器を置かなければならない。

4 前項の喫煙所には、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。

5 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙している者があるときは、これを制止しなければならない。

(防火処理)

第26条 劇場等又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもので使用するどん帳、造花その他の装飾用品、大道具又は小道具で可燃性のもの及び仮設劇場等で使用する天幕等、並びに工事場で使用するシート等には防火処理を施さなければならない。

(たき火)

第27条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(がん具用煙火)

第28条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施したおおいをするとともに、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

(化学実験等)

第29条 化学実験等において引火性の蒸気を発生する物品を加熱する場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 火粉が発散し、又は火災が伸長するおそれのある燃料を使用するときは、引火防止のために有効な措置を講ずること。

(2) 温度の過昇により加熱される物品があふれないように、熱源を調整すること。

(3) 前各号に規定するもののほか、火災予防上有効な措置を講ずること。

(ガス又は電気による溶接作業等)

第30条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、ガス若しくは電気による溶接作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業又は鉋打作業をしてはならない。

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第31条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

(5) 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

第4章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第32条 法別表で定める数量（以下「指定数量」という。）の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行なうこと。
- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅2メートル以上（タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、1メートル以上。）の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでない。
- (5) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
- (6) 危険物のくず、かす等は、その性質に応じ、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置をすること。
- (7) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。
- (8) 危険物の性質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置を講ずること。
- (9) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合には、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。
- (10) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐蝕、さけめ等がないものであること。
- (11) 危険物の容器への収納又は詰換えは、危険物の規制に関する総理府令（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (12) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合には、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (13) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (14) 危険物を保護液中に保存する場合には、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
- (15) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。
 - ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。
 - イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。
 - ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための付帯設備を設けたときは、この限りでない。
 - エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。
- (16) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、次によること。
 - ア 厚さ2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、容易に破損し、又は漏れない構造とすること。
 - イ 外面にさびどめのための措置を講ずること。
 - ウ 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管を設けること。
 - エ 引火のおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備にあつては、通気管に引火を防止するための措置を講ずること。

オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

カ 配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する材料で造つた管を用いること。

キ 地下に埋設するタンクにあつては、地盤面に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。

ク 地下に埋設するタンクにあつては、ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造とすること。

(17) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

(18) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行なうこと。

(19) 危険物の詰換えは、防火上安全な場所で行なうこと。

(20) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。

(21) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。

(22) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。

(23) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎかつ、危険物があふれないようにすること。

(24) 危険物を廃棄するときは、危険物の性質に応じ、安全な場所において他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。

第33条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は災害をおこすおそれのある過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物質Bにあつては、水との接触を避けること。

(2) 第2類の危険物にあつては、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属粉A及び金属粉Bについては、水又は酸との接触を避けること。

(3) 第3類の危険物にあつては、水との接触を避けること。

(4) 第4類の危険物にあつては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(5) 第4類の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

ア 壁、柱、床及び天井は不燃材料又は準不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

イ 開口部には、甲種防火戸若しくは乙種防火戸又はドレンチャー設備を設けること。

ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著るしい場合において、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

(6) 第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(7) 第6類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

(品名を異にする危険物)

第34条 品名を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量を、それぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1となるときは、当該場所は指定数量の5分の1の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第2節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準

(準危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第35条 別表第3で定める数量の100倍以上の消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第2で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行なうこと。ただし、その周囲に幅1メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料でおおった室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。
 - (2) 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の周囲には、幅3メートル以上(タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、2メートル以上)の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、別表第3で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、前3条(第32条第11号を除く。)の規定を準用する。

第3節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準

(特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準)

第36条 別表第4で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品(以下「特殊可燃物」という。)の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物及び準危険物と区分して整理すること。
- (3) 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (4) 特殊可燃物を集積する場合においては、集積場所の面積50平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に1メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積200平方メートル以下ごとに区分して集積することができる。
- (5) 次に掲げる場合においては、前号の規定を適用しないことができる。
 - ア 炭鉱において石炭を集積する場合。
 - イ 輸送のため鉄道又は港湾の敷地内に石炭を集積する場合。
- (6) 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

(消火器具に関する基準)

第37条 令第10条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる防火対象物には、令別表第4において、その消火に適応するものとされる消火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」という。)を当該防火対象物の階ごと、又はその場所に1ヶ以上設けなければならない。

- (1) 令別表第1各項に掲げる建築物のうち主要構造部が木造で3階以上の階を居室の用途に供するもの。
 - (2) 令別表第1(3)項、(5)項、(12)項及び(13)項イに掲げる防火対象物のうち主要構造部が木造で延面積が100平方メートル以上のもの。
 - (3) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が300平方メートル以上のもの。
 - (4) 火花を生ずる設備のある場所。
 - (5) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所。
 - (6) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所。
 - (7) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所。
- 2 前項の規定により設ける消火器具のうち、第1号から第2号までに定めるものに設ける消火器具は、その場所の各部分から一の消火器具にいたる歩行距離が20メートル以下となるように配置し、第3号に定めるものに設ける消火器具はその用途のいずれかに該当する部分ごとに、第4号から第7号までに定める場所に設ける消火器具はその場所ごとに設けなければならない。

3 第1項の規定により設ける消火器具は令第10条第2項並びに消防法施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項、第2項、第9条並びに第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4 第1項及び令第10条第1項の規定により設ける消火器具は寒冷時において消火剤が凍結し、又はその性能が著しく減退するおそれのないものでなければならない。ただし、保護のため有効な措置を講じたときはこの限りでない。

（大型消火器に関する基準）

第38条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第4において、その消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。

（1）不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所。

（2）全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所。

（3）全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場所。

2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項並びに規則第7条第2項、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

（屋内消火栓設備に関する基準）

第39条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

（1）令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの。

（2）令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの、又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されているものを除く。）

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備の水源は、2個以上の屋内消火栓を同時に使用した場合に、規格放水量で20分間放水することができる量以上の量となるように設けなければならない。

4 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により設ける屋内消火栓設備（地階を除く階数が6以下の防火対象物に設けるもので、各階の屋内消火栓の設置個数がいずれも5個未満であるものを除く。）のうち、電気によつて作動するものには、非常動力源として、内燃機関又は発電装置を設けなければならない。

（スプリンクラー設備に関する基準）

第40条 次の各号に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

（1）令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、主たる用途に供する部分の床面積が、地階無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの。

（2）令別表第1(2)項及び(3)項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので主たる用途に供する部分の床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項口に掲げるものにあつては、1,500平方メートル以上のもの。

（3）令別表第1(15)項に掲げる防火対象物の階のうち、展示場又は物品の販売業、賃貸業若しくは修理業を営む店舗の地階、無窓階又は4階以上の階で、主たる用途に供する部分の床面積が1,500平方メートル以上のもの。

- (4) 令別表第1(1)項、(3)項イ、(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの。
- (5) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表各項((9)項から(11)項まで及び(13)項から(20)項までを除く。)に掲げる用途に供する部分(主たる用途に供しない部分を除く。)の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの。
- (6) 令別表第1各項に掲げる建築物の階で、地盤面からの高さが3.1メートルをこえるもの。
- 2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) スプリンクラーヘッドは、前項各号に掲げる防火対象物の階の主たる用途に供する部分の天井又は小屋裏に、その各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、前項第1号に掲げる階にあつては1.7メートル以下、同項第2号から第5号までに掲げる階にあつては2.1メートル(耐火建築物の階にあつては2.3メートル)以下となるように設けること。
- (2) 前項第1号の規定により設けるスプリンクラーヘッドは、開放型のものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項第3号から第5号まで、及び第3項並びに規則第13条から第15条まで(第14条第1号を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 4 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備のうち、電気によつて作動するものには、非常動力源として内燃機関又は発電装置を設けなければならない。
- (水噴霧消火設備等に関する基準)

第41条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の各号に掲げるもの 1 延面積が700平方メートル以上の防火対象物(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。 2 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車のために供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3 機械装置により車両を昇降させる構造の防火対象物で、車両の収容台数が10以上のもの 4 防火対象物の屋上の部分で、駐車のために供する部分の面積が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備
令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物の階のうち、自動車修理工場の用途に供するもので、主たる用途に供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあつては200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上のもの	同上
令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、油入機器を使用する特別高圧変電設備、無人変電設備又は全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	同上
令別表第1各項に掲げる防火対象物の、冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分	不燃性ガス消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物の屋上の部分で回転翼航空機の屋上の部分で回転翼航空機の発着場の用途に供するもの	泡消火設備

- 2 前項の規定により無人変電設備のある場所における水噴霧消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備は移動式以外のものとし、かつ、自動式起動装置を設けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第16条まで及び第18条並びに規則第16条から第19条及び第21条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備のうち、電気によつて作動するものには、非常動力源として内燃機関又は発電装置を設けなければならない。

(屋外消火栓設備に関する基準)

第42条 令第19条第1項及び第2項の規定により設ける屋外消火栓設備の放水器具を格納する箱の扉は雨水の浸入又は凍結により、その開閉に支障を生じないような構造としなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第43条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のものうち、多衆用調理室、ボイラー室、電気室その他これらに類する場所
 - (2) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延面積が150平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、延面積が200平方メートル以上のもの
 - (4) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(1)項から(4)項まで、(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項に掲げる用途に供するもので、延面積が300平方メートル以上のもの
 - (5) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあつては、2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては、1,000平方メートル以上のもの
- 2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第3項及び第4項並びに規則第23条及び第24条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 第1項又は令第21条第1項及び第2項の規定により延面積が600平方メートル(当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができるものにあつては、1,000平方メートル)以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分とをそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。

(電気火災警報器に関する基準)

第44条 次の各号に掲げる建築物で間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造つた鉄網入りの壁(主要構造部である壁に限る。)を有するものには、電気火災警報器を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(1)項及び(9)項に掲げる建築物で、延面積が150平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(2)項から(4)項まで、(6)項及び(12)項に掲げる建築物で、延面積が300平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1(5)項、(7)項及び(8)項に掲げる建築物で、延面積が500平方メートル以上のもの
- (4) 令別表第1(14)項及び(15)項に掲げる建築物で、延面積が1,000平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける電気火災警報器は、令第22条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 第1項に掲げるもののほか、令別表第1各項に掲げる防火対象物のうち、設備容量10キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備のあるものには、電気火災警報器を設けなければならない。

4 前項の規定により設ける電気火災警報器は、ネオン管灯設備に係る火災を有効に感知することができるように設備し、及び維持しなければならない。

(避難器具に関する基準)

第45条 次の各号に掲げる防火対象物の階（建築基準法施行令第120条第1項に規定する避難階を除く。）には、避難器具を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物の2階以上の階又は地階で、収容人員が20人以上のもの
 - (2) 令別表第1(1)項から(5)項まで及び(7)項から(10)項までに掲げる防火対象物の2階以上の階（主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）又は地階で、収容人員が30人以上のもの
 - (3) 令別表第1(11)項、(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物の3階以上の階又は地階で、収容人員が、3階以上の無窓階又は地階にあつては70人以上、その他の階にあつては100人以上のもの
 - (4) 令別表第1(11)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上の階で、収容人員が30人以上のもの
- 2 第1項及び第2項の規定により設ける避難器具は、積雪時においても避難上支障のない場所に設置するほか、次に掲げる区分に従い、令第25条並びに規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- (1) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物にあつては、令第25条第1項第2号の区分により適応するものとされる避難器具。
 - (2) 令別表第1(13)項及び(14)項に掲げる防火対象物にあつては、令第25条第1項第3号の区分により適応するものとされる避難器具。
 - (3) 前各号に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあつては、令第25条第1項各号の区分により当該用途に該当するものとして、当該各号に適応するものとされる避難器具。
- (誘導灯及び誘導標識に関する基準)

第46条 令別表第1(3)項、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のものには、避難口誘導灯及び誘導標識を設けなければならない。

- 2 令別表第1(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項及び(7)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のもの（昼間〔日出時から日没時までの間をいう。〕のみ使用する防火対象物で採光が避難上充分であるものを除く。）には、通路誘導灯を設けなければならない。
 - 3 前2項の規定により設ける避難口誘導灯、誘導標識及び通路誘導灯は令第26条第2項各号（第3号を除く。）の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項又は令第26条第1項の規定により次の各号に掲げる防火対象物に設ける避難口誘導灯、誘導標識、通路誘導灯及び客席誘導灯のうち、電気を使用するものには、非常電源として蓄電池又は発電装置を設けなければならない。
- (1) 第1項及び第2項の規定により避難口誘導灯、誘導標識、通路誘導灯及び客席誘導灯を設ける防火対象物のうち、地階又は建築基準法第28条第1項本文の規定に適合しない階にあるものにあつては床面積の合計が300平方メートル以上のもの、その他の階にあるものにあつては床面積の合計が500平方メートル以上のもの。
 - (2) 令第26条第1項の規定により避難口誘導灯、誘導標識、通路誘導灯及び客席誘導灯を設ける防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のもの。
- (消防用水に関する基準)

第47条 令第27条第1項及び第2項の規定により設ける消防用水は積雪時において、消防ポンプ自動車容易に接近することができるように維持するとともに見やすい箇所に標識を設けなければならない。

(連結送水管に関する基準)

第48条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(2)項、(4)項、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階（1階及び2階を除く。）で床面積が1,000平方メートル以上のもの。
- (2) 令別表第1に掲げる建築物の屋上で、回転翼航空機の発着場または自動車駐車場の用途に供するもの。

- 2 連結送水管の送水口は、前項第1項に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第2号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分から、それぞれ1つの放水口までの水平距離が5メートル以下となるように設けなければならない。
- 3 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項第2号及び第3号並びに規則第31条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 4 第1項第1号及び令第29条第1項各号(第3号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1つ以上の放水口を設けなければならない。

(基準の特例)

第49条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第6章 避難管理

(劇場等の屋内の客席)

第50条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。ただし、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- (2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。
- (3) 客席の最後列のいす背と壁面の間隔は1.5メートル以下とすること。
- (4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び最後部と、その他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。ただし、舞台等の位置、客席の構造等により、これにより難い場合において、避難上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席8席(いす席の間隔が90センチメートル以上の場合にあつては、12席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の縦通路を保有すること。ただし、4席(いす背の間隔が90センチメートル以上の場合においては、6席)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席15席(各いす背の間隔が90センチメートル以上の場合においては20席)以下ごと及び当該客席の部分の最前部に幅1メートル以上の横通路を保有すること。
 - ウ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を設けること。
 - エ 大入場には3メートル以内ごとに幅40センチメートル以上のすわり席と識別できる縦通路を設けること。
 - オ 前各号の通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

(劇場等の屋外の客席)

第51条 劇場等の屋外の客席は次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。ただし、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。

(4) 客席の避難通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、舞台等の位置、客席の構造等によりこれにより難い場合において、避難上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、15席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合においては、8席）以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下で、その一に達し、かつ歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

エ 大入場を設ける客席の部分には、幅4メートル以下ごとに幅50センチメートル以上の縦通路を、奥行4メートル以下ごとに幅50センチメートル以上の横通路を設けること。

オ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

(キャバレー等の避難通路)

第52条 キャバレー等の客席のうち床面積150平方メートル以上のものには、有効幅員1.6メートル以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(百貨店及びマーケットの売場)

第53条 百貨店又はマーケットの売場には、階ごとに、屋外への避難口又は階段に直通する幅1.6メートル以上の主要避難通路を一以上保有しなければならない。

2 前項の主要避難通路のほか、百貨店の売場内には、入場者の避難に支障を生じないように、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

(展示場の展示部分)

第54条 展示場の展示部分には、入場者の避難に支障を生じないように、有効幅員1.6メートル以上の避難通路を保有しなければならない。

(劇場等の定員)

第55条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに次のアからウまでによつて算定した数の合計数（以下「定員」という。）をこえて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数。

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数。

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 1つのまず席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第56条 令別表第1（(18)項から(20)項までを除く。）に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次の各号に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物件を放置しないこと。

(2) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

(3) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、令別表第1(1)項以外に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用)

第57条 第50条、第51条、第54条から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等又は展示場の用途に供する場合について準用する。

第7章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第58条 法第17条の防火対象物(令別表第1(19)項及び(20)項を除く。)を使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その防火対象物の所在、用途、収容人員及び火気設備並びに消防用設備等について消防長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(消防計画の提出)

第59条 法第8条第1項の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者が消防計画を作製したときは、すみやかに所轄消防署長に当該計画書を提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第60条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、設置の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉(風道を使用しない熱風炉にあつては、劇場及びキャバレー等に設けるものに限る。)
- (2) 据付面積2平方メートル以上の炉及びかまど(個人の住居に設けるものを除く。)
- (3) ボイラー(個人の住居に設けるものを除く。)
- (4) 乾燥設備
- (5) 火花を生ずる設備
- (6) 高圧、又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット未満のものを除く。)
- (7) 内燃機関による高圧又は特別高圧の発電設備(全出力50キロワット未満のものを除く。)
- (8) 屋内に設ける定格容量の合計200アンペアアワー以上の蓄電池設備(電圧が48ボルト未満のものを除く。)
- (9) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (10) 水素ガスを充てんする気球

2 前項の位置及び構造等を変更しようとするときは、消防長に届け出なければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第61条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を、所轄消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出)

第62条 ストーブ又は煙突の取付掃除を業としようとする者は、あらかじめその住所、氏名、年令及び略歴を消防長に届け出て、承認を得なければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第63条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、別表第3で定める数量の5倍以上の準危険物又は別表第4で定める数量の5倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第64条 核燃料物質、放射性同位元素、圧縮アセチレンガス、液化ガス、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長の指定するものを業として貯蔵し、又は取り扱おうと

する者は、あらかじめ、その品名、数量その他当該物質の貯蔵又は取扱いに関して消火活動上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(委任)

第65条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第66条 第32条、第33条又は第35条の規定に違反した者は、5,000円以下の罰金に処する。

2 第36条の規定に違反した者は、3,000円以下の罰金に処する。

第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第32条、第33条、第35条又は第36条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この条例は、昭和37年9月1日から施行する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の火災予防条例（昭和26年条例第48号）、及び札幌市火災予防規則（昭和26年規則第55号）（以下「旧規定」という。）に基づいてなした届出、検査及びその他の処分は、この条例中旧規定に相当する規定がある場合においては、この条例の規定によつたものとみなす。

別表第1

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会場又は集会場
(二)	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール
(三)	イ 待合、料理店、その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	イ 物品の販売業、賃貸業又は修理業を営む店舗 ロ 理容業、美容業、クリーニング業その他のサービス業を営む店舗 ハ 取引所 ニ 展示場
(五)	旅館、ホテル又は宿泊所
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 養老施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者更生施設(身体障害者を収容するものに限る。)、精神薄弱者援護施設又は授産施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(七)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は各種学校
(八)	図書館、博物館又は美術館
(九)	公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの 火葬場
(十二)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要民俗資料史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十三)	ふ頭にけい留された船舶、鉄道又は軌道に用いる車両、自動車で公衆の出入するもの

別表第2

(一)	イ 工場又は作業場 ロ 発電所又は変電所 ハ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(二)	官公署、銀行その他の事務所
(三)	イ 自動車車庫、電車車庫又は駐車場 ロ 航空機の格納庫
(四)	倉庫

別表第3

類別	品名	数量 (kg)
第一類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第二類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第三類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第四類	ラツカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第一種引火物	200
	しょう腦	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
	第五類	ニトロソ化合物
ジニトロソペンタメチレンテトラミン		40
ナトリウムアミド		40
第六類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリル	80

別表第4

品名	数量 (kg)
綿花類	200 (kg)
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
ゴム類	3,000
石炭及び木炭	10,000
木材加工品及び木くず	10 (m ³)

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトツブ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 糸類とは、不燃性でない糸及び繭をいう。
- 3 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びそれらの製品並びに干し草をいう。
- 4 ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。